

A. 税務・会計

1. 法人税(CIT)

❖ 貸倒引当金の設立に対する法人税

2020年4月13日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第3660/CT-TTHT_441041号によると、法人税を確定する時に貸倒引当金の設定が損金算入にならないことについては、以下のようになります。

次の引当金の算定は財務省の引当金の算定についての規定に従っていません：価格鑑定会社、独立監査法人の棚卸資産価値低下引当金、投資減損引当金、貸倒引当金、製品、商品、建築に対する保証引当金、負債性引当金

❖ 法人税の優遇措置

2020年4月17日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第24678/CT-TTHT号によると、ハノイ市税務局は2014年6月18日財務省発行の、2013年12月26日政府発行の法人所得税について案内する政令・第218/2013/ND-CP号を案内する通達・第78/2014/TT-BTC号の第22条に従って以下のように法人所得税の優遇条件の実行手続を案内します。

会社は税務機関との自己申告及び確定申告が実行できるように、優遇条件、優遇税率、免税期間、減税、課税所得に差し引かれる欠損金を自己確定することになります。

税務局が会社を検査する時、必ず優遇条件とその優遇条件は実際に企業が満たされているのか、課税所得に控除できる損金算入額、免税又は減税をされる法人所得税額を検査しなければなりません。会社が優遇条件と免税、減税条件を満たしていない場合、税務局は規定により税金の追徴をし、罰金、行政処罰を与えます。

❖ 連結取引がある会社に対しての支払利息

2020年6月24日付、政府発行の政令・第68/2020/ND-CP号によると、法人税の課税所得を確定する際に連結取引がある会社に対して控除される支払利息の総額については、以下のようになります。

- 法人税の課税所得を確定する時、控除される支払利息の総額（利子を差し引いた後）は当期事業活動からの総純利益+支払利息+当期に発生する減価償却の30%を越えてはいけません。
- 次回の課税期間の控除される支払利息の総額が上記に規定したレベルより低い場合、上記の規定に従う控除されない支払利息は控除される支払利息の総額を確定する時に次回の課税期間に繰り越されます。控除されない支払利息が発生した年から5年以内は支払利息を繰り越すことができます。

2. 個人所得税 (PIT)

❖ 個人所得税の基礎控除額及び扶養控除額の調整

2020年6月2日付、国会常務委員会発行の決議・第945/2020/UBTVQH14号によると、個人所得税法・第24/2007/QH12号及び個人所得税法の一部条項を修正・補足する法律・第26/2012/QH13号の第19条第1項が規定する基礎控除額及び扶養控除額の調整については、以下のようになります。

- 納税者本人に対する基礎控除額は月当たり11,000,000 VNDです。（年当たり132,000,000 VND）
- 扶養家族一人当たりの扶養控除額は月当たり4,400,000 VNDです。

本決議は2020年7月1日から施行され、2020年度の課税期間から適用されます。

個人所得税法・第04/2007/QH12号及び個人所得税法の一部条項を修正・補足する法律・第26/2012/QH13号の第19条第1項が規定する基礎控除額及び扶養控除額で仮納税をした場合、2020年度の個人所得税の確定申告の際に本決議に規定する基礎控除額及び扶養控除額で未払いの個人所得税額が再度計算されます。

❖ 新型コロナウイルスの影響により従業員への支払額に対する個人所得税

2020年6月1日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第44403/CT-TTHT号によ

ると、新型コロナウイルスの影響により従業員への支払額に対する個人所得税については、以下のようになります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、会社はマスクや手の消毒液や防護服などの購入費及び従業員に感染症の検査の為の支出が発生する場合、受領者個人の氏名が明記されていれば、この支払い額は受領者の課税所得に計算されません。逆に、受領者氏名が明記されておらず、全ての労働者への支払いの場合、この支払い額は個人所得税の課税所得に計算されません。

3. 付加価値税 (VAT)

❖ 技術開発及び科学研究の契約書に対する付加価値税

2020年5月18日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター第・36767/CT-TTHT号によると、技術開発及び科学研究の契約書に対する付加価値税・法人税政策については、以下のようになります。

法律に従って設立され、科学・技術活動を登録した会社は科学・技術法に規定する科学・技術のサービス契約書を実施する場合、付加価値税法の規定に従って、付加価値税を申告・納税し、科学・技術法に規定する科学・技術のサービス契約書に対する付加価値税率は5%になります。

❖ プロモーションに対する付加価値税政策の案内

2020年5月25日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第40840/CT-TTHT号によると、プロモーションに対する付加価値税政策の案内については、以下のようになります。

会社は組織、個人にサービス（修理、保証、プロモーション、広告）を実行する為、組織、個人から料金を受け取る場合、規定に従って、税務を申告・納税しなければなりません。

商業に関する法律に従うプロモーションに利用される製品、商品、サービスに対する課税額は0で確定されます。商品、サービスがプロモーションに利用されますが、商業に関する法律の規定どおりに実施されない場合、内部での消費、寄付、贈与に利用される商品、サービスのように税務を申告、納税しなければなりません。

例えば：顧客が無料で試せるサンプル、サンプルサービスの提供、顧客への商品の贈与、無料サービスの提供のような販売促進の形態に対してはサンプル、サンプルサービスに対する課税額は0で確定されます。

❖ 投資プロジェクトに対する付加価値税の還付

2020年4月1日付、財務省発行のオフィシャルレター・第1393/TCT-KK号によると、投資プロジェクトに対する付加価値税の還付については、以下のようになります。

控除法により付加価値税の納税の登録、営業を登録した投資プロジェクトから設立する会社もしくは投資段階にあり、まだ稼働していない石油探査及び油田ガス開発のプロジェクトの投資期間が1年以上であれば、投資に利用される商品、サービスの付加価値税は年毎に還付されますが、本条の第3項第c点にあるケースは除かれます。投資に利用される商品、サービスの付加価値税の累計税額が300,000,000VND以上である場合、付加価値税が還付されます。

控除方法により付加価値税の納税対象に属する会社で、投資段階にあり、同じ省又は市での新しい投資プロジェクト（販売のための家屋の建設を除く）がある場合、投資プロジェクトに対しては付加価値税の申告を個々にし、現在実施している事業活動の付加価値税と相殺する為、投資プロジェクトの仕入れ付加価値税を移送しなければなりません。

❖ 付加価値税の申告書の追加申告

2020年6月18日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第53798/CT-TTHT号によると、付加価値税の申告書の追加申告については、以下のようになります。

納税者は申告書を追加申告しますが、未払い税額、控除される税額、還付申請税額が変更ない場合、フォーム・第01/KHBS号の説明書類を作成する必要がなく、間違った課税期間の申告書を追加、修正し、説明書類を添付し送付することになります。

納税者は申告書を追加申告し、未払い税額が増加する場合、追加申告書を作成、規定に従う増加した税額、延滞日数、支払延滞レベルに基づいて、支払延滞利息を自己確定します。納税者が自己確定できない、又は支払延滞利息を誤って確定した場合、税務機関が支払延滞利息を計算、納税者に通知することになります。

4. インボイス

❖ 使わない領収書の取り消しの案内

2020年3月2日のオフィシャルレター・第8890/CT-TTHT号の領収書に関する違反の処理によると、使わない領収書の取り消しの案内については、以下のようになります。

組織、家族経営、個人で使わない領収書がある場合、領収書の取り消しを実施しなければなりません。領収書の取り消しの期限は税務機関に通知した日から遅くとも 30 日以内です。税務機関は使用価値が無くなった領収書（税債務執行措置の実施を通知するケースを除く）を通知した場合、組織、家族経営、個人は領収書の取り消しを実施しなければなりません。領収書の取り消しを実施する期限は税務機関が領収書の有効が切れたことを通知した日から遅くとも 10 日以内、又は紛失した領収書が見つかった日です。

❖ 電子領収書の発行日の案内

2020 年 6 月 10 日のオフィシャルレター・第 49815 号によると、電子領収書での署名日付については、以下のようになります。

商品に対する領収書の発行日は、購入者に商品の所有権もしくは使用权を譲渡する時点であり、既にお金を領収したかどうかでは、区別されません。

サービス提供に対する領収書の発行日はサービス提供を完了した日であり、既にお金を領収したかどうかでは区別されません。サービスを提供した組織が事前にお金を領収し、又は、サービス提供中にお金を領収した場合は、領収書の発行日はお金を領収した日です。

建設、設置に対する領収書の発行日は引き継ぎ時点、工事、工事項目の引き渡し、工事のボリューム、設置の完了時点であり、既にお金を領収したかどうかでは区別されません。

- 配達回数に亘る、もしくは各工事項目、サービス段階での引き渡しの場合、配達もしくは引き渡しをする時に、ボリューム、引き渡されたサービス、商品価値に対応する領収書を発行しなければなりません。
- 不動産取引、インフラ建設、販売、譲渡の為に家を建設する組織は、計画実施進度に従ってお金を領収、又は契約書に記載されている支払い進度に従ってお金を領収する場合、領収書の発行日はお金を領収する日です。

❖ 1 ページ以上の電子領収書の使用の案内

2020 年 6 月 11 日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第 50613/CT-TTHT 号によると、1 ページ以上の電子領収書の使用の案内については、以下のようになります。

電子領収書の特性に合わせる為、電子領収書から紙の領収書に変換し、販売された商品・サービス数が領収書ページの行数より多い場合、会

社は、領収書の作成及び印刷がソフトから直接に行われ、販売された商品、サービス数が領収書ページの行数より多いという、自己で領収書を印刷するケースのように実施します。詳細は以下ようになります。

上記のように、複数ページの領収書があり、領収書を複数ページで表示する場合、2 ページ目以降のページのヘッダーに最初のページと同じ領収書番号（パソコンシステムによる自動的な設定）、購入者と販売者の名前、住所、税コードを最初のページと同一のものを表示し、最初のページと同じ型、記号により作成し、“前ページよりの続き- ページ X/Y” を表示させなければなりません（その中で、X はそのページは何番目、Y は領収書の合計ページ数のことです）。

B. 労務

❖ 労働者は 1 ヶ月以上の期限の労働契約書、雇用契約書を締結する場合、雇用されていると見なされます。

2020 年 5 月 29 日付の政令・第 61/2020/ND-CP 号は 2015 年 3 月 12 日付、政府発行の政令・第 28/2015/ND-CP 号の一部条項を修正・補足します。

- 2020 年 7 月 15 日以降、季節的もしくは特定の仕事の労働契約書の期限が 1 ヶ月以上であれば、労働者は雇用契約書を締結する時に雇用されていると見なされ、失業保険の受け取りができなくなります（政令・第 28/2015/ND-CP 号に規定されている 3 ヶ月ではありません）。
- 労働者が雇用されていると見なされる日は法律の規定に従った労働契約書、雇用契約書が効力を発する日です。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。